National 小電力型 ワイヤレス中継器 ECE1681P 取扱説明書

ECE1681P

●お買い上げありがとうございます。
●ご使用まえに必ずお読みいただき大切に保管してください。
●万一、取扱説明書にしたがわず使用された場合の故障などについては責任を負い兼ねることがあります。

付属品

- ●取付木ネジ(4×20) …… 2本
- ●中継器2台使用時の注意書 …… 1枚
- ●松下電工お客様ご相談窓口一覧表 …… 1枚
- ●保証書 …… 1枚
- ●異常時の点検一覧表 …… 1枚
- ●取扱説明書(本紙) …… 1枚

安全上のご注意

⚠警告

●電源プラグをぬれた手で抜き差ししないでください。
感電の原因となります。
●電源コードに家具などの重い物をのせないでください。
電源コードにキズが付いて、火災や感電の原因となります。
●電源コードは、たばねて使用しないでください。
発熱するおそれがあり、火災や焼損の原因となります。

⚠注意

●電源プラグは定期的に点検を行い、乾いた布などでホコリなどを取り除いてください。プラグ部分にホコリがたまり、湿気が加わると、発火・焼損の原因となります。
●取り付ける壁面の厚み・材質に注意して、確実に固定してください。固定に不備があると、落下によるけがの原因となります。
●中継器を壁面に取り付けるまではアンテナを収納してください。
収納しないと、アンテナの先でけがをする原因となります。

ご使用まえに

●この商品は、発信器および受信器と組み合わせて使用し、発信器からの電波を受信器に中継する商品です。
なお、この商品は電波法で認められた「特定小電力の無線設備(テレメータ用およびテレコントロール用)」です。
●発信器・中継器は、総務省の技術基準に適合しています。商品に貼り付けられている表示(㊣マーク)は、その証明マークです。
表示マークの貼り付けられている商品は総務大臣の許可無しに改造して使用することはできません。
改造すると法律により罰せられることがあります。
●この商品は報知・連絡用であり生命救済、犯罪防止を目的にした機器ではありません。

■組み合わせ可能な受信器・発信器

●この商品は、小電力型ワイヤレスシリーズの受信器および発信器と組み合わせて使用してください。
●ご使用の際にはその商品に付属の説明書を参照してください。

(2004年11月現在)

品名	品番
卓上受信器	ECE1601P
携帯受信器	ECE1611K(セット品番:ECE161KP)
トーク親機	ECE417K
サービスコール受信器(シンプルタイプ)	ECE3152
サービスコール受信器(マルチタイプ)	ECE3102K
接点出力受信器(1出力用)	ECE5101
接点出力受信器(4出力用)	ECE5104
ワイヤレスコール発信器	ECE1701Pほか
サービスコール発信器	ECE3312Wほか
接点入力送信器	ECE5301

■仕様

電源	AC100V 50/60Hz
消費電力	2W以下
使用周波数	CH.1(426.0250)MHz CH.3(426.0500)MHz CH.5(426.0750)MHz CH.7(426.1000)MHz の1波 ※周波数設定スイッチで選択
電波の到達距離	発信器~中継器の屋内見通し約40m 中継器~携帯受信器の屋内見通し約30m 中継器~受信器(携帯以外)の屋内見通し約40m 中継器~中継器の屋内見通し約40m (中継器2台使用時) (使用場所の環境により短くなります。)
使用温度範囲	0℃~+40℃
質量	約600g

使用上のご注意

●中継器は小電力型ワイヤレスシリーズの1システムに2台まで使用できます。2台使用する場合は、台数設定が必要です。別紙の「中継器を2台使用する場合のご注意」にしたがって設定してください。
●電波の到達距離(見通し距離)は中継器と発信器間約40m、中継器と携帯受信器間約30mです。
携帯受信器以外の受信器を使用する場合は、中継器~受信器間の到達距離は約40mとなります。

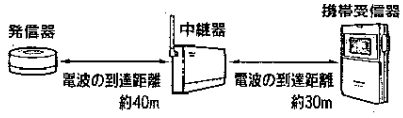

㊟●中継器の設置場所は、受信器と発信器の中間よりやや発信器よりに設置すると、電波が届きやすくなります。
●人が携帯受信器を所持している場合は、体の向きによっては到達距離が短くなる場合があります。

●下記のような使用場所の環境では電波の到達距離が短くなったり、動作しない場合があります。
(中継器のアンテナは立てて使用してください。)
- ●機器周に金属や鉄筋コンクリートなどの電波を通しにくい障壁がある。
- ●壁面内の断熱材にアルミ箔を貼り付けたグラスウールを使用している。
- ●周辺が金属物で囲まれている。(スチールキャビネットの周、カラオケボックスなど)
- ●金属物の壁面に取り付けている。
- ●操作する人の体の向きで電波を遮っている。
- ●電子レンジやパソコンなどの家電商品やOA機器が2m以内にある。
- ●近くで、直流電圧で駆動するベルやモーターなどの機器が動作している。
- ●近くで、携帯電話やPHS電話を使用している。
- ●近く(10m以内)で、マイクロ波治療器を使用している。
- ●近くに、テレビ・ラジオの送信所近辺の強電界地域または各種無線局がある。

●到達範囲内でも電波が弱くなる場所がありますので注意してください。

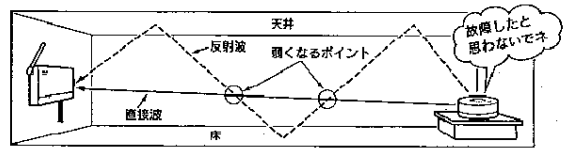

●送信電波が医用電気機器に与える影響はきわめて少ないものですが、安全管理のため中継器は医用電気機器から20cm以上離して使用してください。
●設置場所ではあらかじめ動作確認を行ってください。設置後、使用環境(電波環境)が変わることがありますので、定期的に動作確認を行ってください。
●ワイヤレスシステムを構成する機器については、その商品に付属の説明書をよくお読みください。

取付方法

❶カバーと端子カバーをはずす

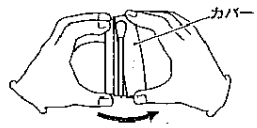

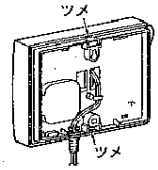

㊟はずしにくい場合は、カバー裏面にツメ(2ヵ所)がありますので、先の細いものを差し込んではずしてください。

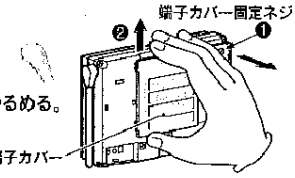

❶端子カバー固定ネジをゆるめる。
❷上へずらしてはずす。

❷ベースを固定し、電源プラグを差し込む

㊟●JIS1コ用スイッチボックス(取付ピッチ83.5mm)にも取り付けられます。スイッチボックスに取り付ける場合は、ボックスネジ(スイッチボックスに付属)で固定してください。
●アンテナを伸ばすため中継器上部から12cm以内には障害物がない位置に取り付けてください。
●コード止めから電源コードをはずさないでください。
(ベース本体で、はさみ込むおそれがあります。)

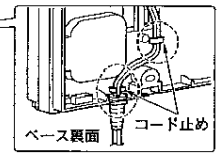

露出配線する場合

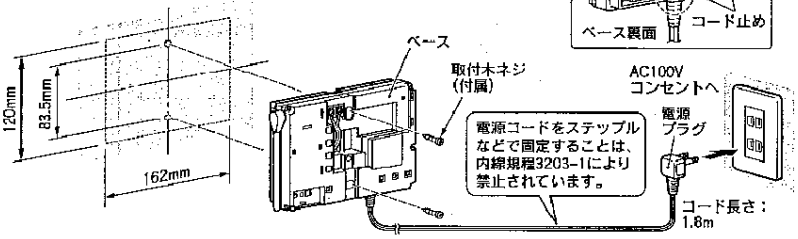

❸端子カバーとカバーを取り付ける ❹アンテナを伸ばす

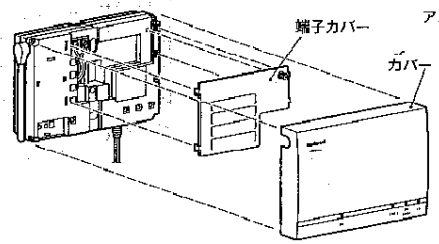

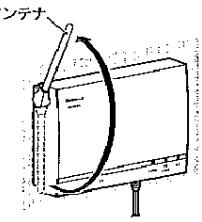

㊟壁面から約30°かたむけて使用してください。アンテナと壁面間の電波が干渉しにくくなります。

お使いになるまえに

注 受信器・発信器については、それぞれに付属の説明書を参照してください。

1周波数チャンネルの確認、**2**発信器に電池を入れる、**3**中継器に発信器を登録する、**4**受信器に発信器を登録する が必要です。

注 ●「**2**発信器に電池を入れる」または「**4**受信器に発信器を登録する」については、発信器および受信器に付属の説明書を参照してください。
●すでに受信器と発信器をお使いの場合は、**1**と**3**のみ行ってください。

1 周波数チャンネルの確認

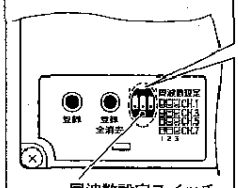

●中継器と使用する全ての発信器、受信器の周波数チャンネルが同じであることを確認してください。違う周波数チャンネルでは動作しません。（出荷時はCH.1に設定）

CH.1
CH.3
CH.5
CH.7

注 右端のスイッチは台数設定スイッチです。中継器を2台使用する場合に必ず設定してください。（別紙参照）

3 中継器に発信器を登録する

●登録は中継器の近くで行ってください。
●電源プラグを抜いても登録内容は消えません。「発信器を消去する場合」を参照してください。
●発信器の登録台数は、組み合わせる受信器の発信器登録可能台数と同じです。
詳しくは受信器の説明書を参照してください。

組み合わせ可能な受信器	発信器の登録台数
卓上受信器・トーク親機 接点出力受信器（4出力用）／（1出力用）	最大30台まで
携帯受信器	発信器：最大100台まで 集中発信器・集中操作器：合計、最大10台まで （ただし、集中発信器と集中操作器の合計は最大10登録分まで）
サービスコール受信器（シンプルタイプ）	発信器・集中操作器・集中消去器：合計、最大110台まで
サービスコール受信器（マルチタイプ）	発信器・集中発信器・集中操作器・集中消去器 ：合計、最大120台まで

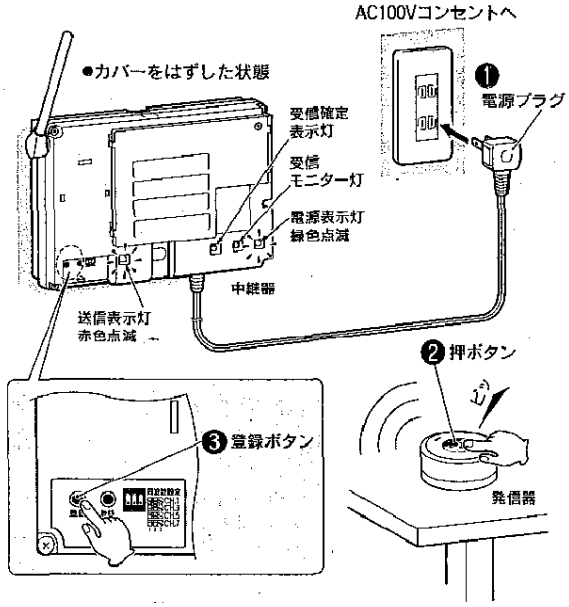

❶中継器の電源プラグを差し込む。

1台も発信器が登録されていない場合	**登録モード** になります。 （電源表示灯が緑色点滅、送信表示灯が赤色点滅します。）
すでに1台以上の発信器が登録されている場合	**通常モード** になります。（電源表示灯のみ緑色点灯します。） 登録ボタンを約1秒間押して **登録モード** にしてください。 （「発信器を追加登録する場合」参照）

注 「登録モード」では中継器から受信器に電波は出ません。

❷登録する発信器を動作させる。

●受信モニター灯、受信確定表示灯が点滅し、送信表示灯が約2秒間点灯します。
（電源表示灯は点滅し続けます。）
●複数台登録する場合は、送信表示灯が点滅している間に使用する発信器を順次動作させてください。

❸全ての発信器の登録が完了したら、登録ボタンを押して「通常モード」にする。

●送信表示灯は消灯し、電源表示灯は緑色点灯します。
注 登録ボタンを押さずにそのまま放置しても、約1分間で「通常モード」にかわります。
（発信器を登録していない場合は、「登録モード」を継続します。）

注 ●発信器を操作していないのに中継器の電源を入れたとき、受信モニター灯が赤色点灯・点滅する場合は、近くで妨害電波が出ているか、もしくは近くで別の特定小電力無線設備が使用されている可能性があります。中継器の使用場所を変更したり、周波数チャンネルを変更して受信モニター灯が赤色点灯・点滅しない場所に設置してください。
●中継器の周波数チャンネルを変更した場合は、発信器・受信器も必ず全て同じ周波数チャンネルに変更してください。その場合、発信器を登録し直す必要はありません。

発信器を追加登録する場合

❶登録ボタンを約1秒間押して「登録モード」にする。
❷発信器を動作させる。
❸登録ボタンを押して、「通常モード」に戻す。
注 発信器は必ず中継器と受信器の両方に追加登録してください。

発信器を消去する場合

登録全消去ボタンを約3秒間押す。
注 ●登録消去は「通常モード」で行ってください。
●登録内容が全て消去されます。
発信器は1台ずつ個別に登録を消去することはできません。
●電源表示灯と送信表示灯が点滅すれば、登録全消去が完了です。
（全消去されると中継器は「登録モード」になります。）

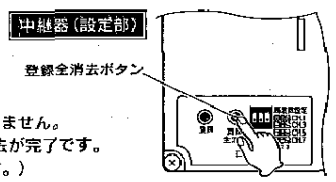

動作確認方法

●全ての発信器の登録が完了してから、発信器を操作して受信器が正常に動作することを確認してください。

中継器の動作確認

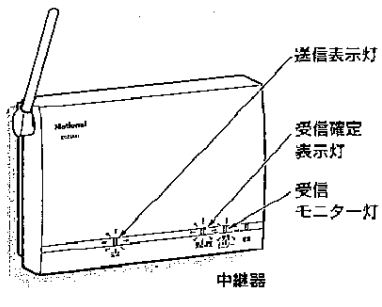

●発信器の押ボタンを押して、

受信モニター灯（赤色）
↓
受信確定表示灯（赤色）
↓
送信表示灯（赤色）

が順次点灯すれば、中継器は正常に動作しています。
異常がある場合は、別紙の「異常時の点検一覧表」にしたがって、適切に処置してください。

■保証とアフターサービス

（よくお読みください。）

保証書について

この商品には保証書を別途添付しております。
保証書は販売店でお渡しいたしますから、所定の事項の記入および記載内容をご確認いただき大切に保管してください。
保証期間はお買い上げ日より1年間です。

補修用性能部品の保有期間

当社はこの小電力型ワイヤレス中継器の補修用性能部品を製造打ち切り後7年間保有しています。
性能部品とは、その商品の機能を維持するために必要な部品です。

修理を依頼されるとき

サービスを依頼される前に、別紙の「異常時の点検一覧表」にしたがってご確認いただき、なお異常がある場合はご使用を中止し、必ず電源プラグを抜いてからお買い上げの販売店にご依頼ください。

●保証期間中は
お買い上げの販売店まで保証書を添えて商品をご持参ください。
保証の規程にしたがって販売店が修理させていただきます。

●保証期間を過ぎているときは
お買い上げの販売店にご相談ください。
修理によって機能が維持できる場合は、ご希望により有料修理させていただきます。

●アフターサービスについてご不明な点は
修理に関するご相談並びにご不明な点は、お買い上げの販売店または松下電工お客様ご相談窓口（別紙一覧表ご参照）にお問い合わせください。

本社〔〒571-8686〕大阪府門真市大字門真1048 TEL(06)6908-1131(大代表) 松下電工株式会社 HA・セキュリティ事業部 津工場〔〒514-8555〕三重県津市大字藤方1668 TEL(059)228-1211(代表)

8A1 Y06 00004
1299-4 ㊞Ⓐ

中継器を2台使用する場合のご注意

■同一システムでは、中継器を最大2台まで使用できます。ただし、下記の内容を必ず守ってください。

1 同一システム内で2台の中継器を区別するために台数設定が必要です。

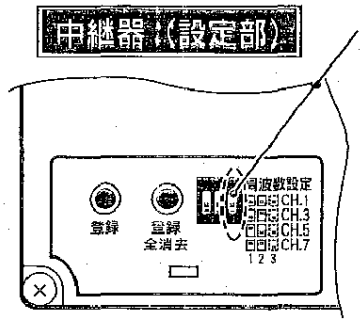

台数設定スイッチ（右端の設定スイッチ）

- 1台目の中継器は下側、2台目の中継器は上側に設定してください。
  出荷時は1台目（下側）に設定されています。

注 左端の2つの設定スイッチは周波数設定スイッチです。受信器、2台の中継器、発信器とも同じ周波数チャンネルに設定してください。

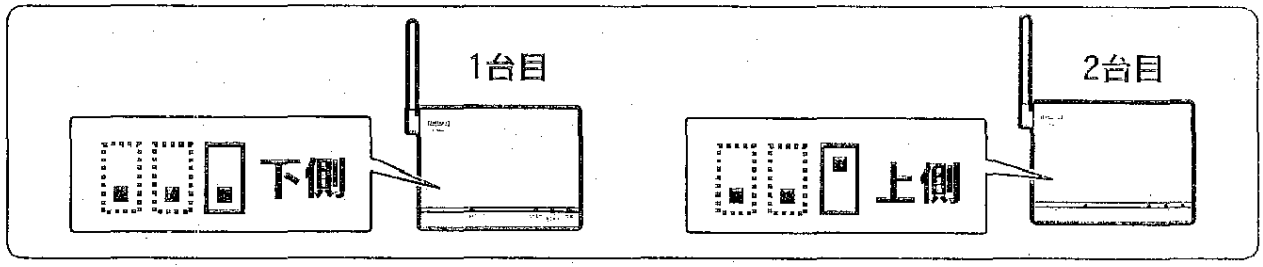

2 中継したい発信器をそれぞれの中継器に登録します。

受信器にも登録が必要です。

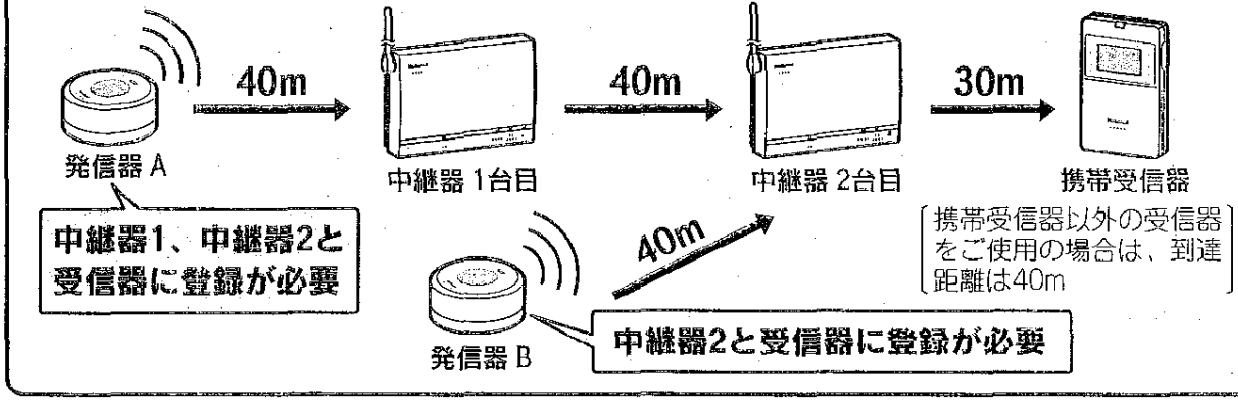

3 下記のシステムでは中継器を2台使用できません。

■サービスコール受信器を 同ボタン消去 設定で使用している場合
（シンプルタイプ および マルチタイプ）

■接点出力受信器を トグル出力モード / 入力同期出力モード 設定で使用している場合
（1出力用：ECE5101 および 4出力用：ECE5104）

4 複数台の発信器が連続して操作されると…

- 複数台の発信器が連続して操作されると、電波が混信して受信器が動作しない場合があります。
  （1～2秒以内に発信器が連続して送信した場合など）